

保育士確保対策強化事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、待機児童解消に必要な保育士の確保や離職防止等を図るため、市町村又は一部事務組合（以下「補助事業者」という。）が実施する保育士確保に対する支援に要する経費について、予算の範囲内において、保育士確保対策強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄振興特別推進交付金交付要綱及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象となる事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、保育士確保対策強化事業実施要綱（令和4年4月1日制定）に基づき補助事業者が実施する別表に掲げる事業とする。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額と同表に定める基準額を比較して少ない額に、別表の補助率を乗じて得た額を交付額とする。なお、算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、保育士確保対策強化事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 支出予定額算出内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、保育士確保対策強化事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知する。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、この補助金の申請を取り下げようとするときには、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、そ

の旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第6条の交付決定を受けた補助事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ保育士確保対策強化事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請があった場合は、第6条の規定を準用し、保育士確保対策強化事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）を通知する。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、保育士確保対策強化事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(実施状況報告)

第10条 補助事業者は、規則第10条に基づき、補助事業の遂行状況に関して知事が報告を求めたときは、書面（任意様式）により知事へ報告しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、保育士確保対策強化事業補助金実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金所要額精算書
- (2) 支出済額算出内訳書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、保育士確保対策強化事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、保育士確保対策強化事業補助金返還命令通知書（様式第8号）により、その超える部分の額の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、

期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、保育士確保対策強化事業補助金請求書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、第9条の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助事業者が、規則もしくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、当該取消しに係る部分に対して既に交付されていた補助金に対して、その命令に係る補助金の受領の日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第3項の規定を準用する。
 - 5 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めたときは、延滞金又は加算金の全部又は一部を免除することができる。
 - 6 第1項から前項までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(消費税の仕入れ額控除)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(様式第10号)の報告書により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入れ控

除税額があることが確定した場合には、当該仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

事業	補助対象経費	基準額	補助率
<p>保育士試験受験者支援事業 （実施主体は、市町村（複数の市町村で実施する場合）はその構成する市町村）又は一部事務組合）</p>	<p>保育士試験の講座の運営に直接必要な賃金、報酬、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>補助対象経費から講座受講料（教材等に係る実費相当部分、研修会場までの旅費及び宿泊費等を除く）を控除した額</p>	<p>9 / 10</p>
	<p>通信講座を受講するために要した費用（入学金、受講料）に対する助成金、補助金、負担金及び交付金</p>	<p>受講生 1 人あたり、60,000円</p>	
<p>県外保育士誘致支援事業 （実施主体は、市町村）</p>	<p>県外在住の保育士が県内保育所等へ就職するに伴い、県外から県内に移住するために要した費用（渡航費、引越し費用）に対する助成金、補助金、負担金及び交付金</p>	<p>移住する保育士 1 人あたり、 単身世帯の場合 200,000円 複数世帯の場合 400,000円</p>	<p>9 / 10</p>
<p>保育士正規職員雇用支援事業 （実施主体は、市町村）</p>	<p>認可保育所等において、事業年度に非正規雇用の保育士を正規雇用に転換又は新規に保育士を正規雇用するために要した下記の費用に対する助成金、補助金、負担金及び交付金 （転換） 正規雇用に伴い増加した給与、社会保険料等の事業者負担等に係る経費 （新規） 正規雇用に伴い新たに発生した給与、社会保険料等の事業者負担等に係る経費</p>	<p>正規雇用した保育士 1 人につき、 転換の場合 月額30,000円×勤務月数 新規の場合 月額30,000円×勤務月数</p>	<p>9 / 10</p>
<p>保育士負担軽減促進事業 （実施主体は、市町村）</p>	<p>認可保育所等において、保育士の負担軽減を図るために年休取得、休憩取得、産休等取得のために代替保育士の配置に要した費用に対する助成金、補助金、負担金及び交付金</p>	<p>（年休取得） 認可保育所等を運営する事業者が雇用した年休代替保育士の勤務日数と実施要綱に規定する施設全体の年休取得増加日数のうち、少ない方の日数に日額12,000円（1日の勤務日数が8時間未満の場合、1,500円に勤務時間数を乗じた額）を乗じた額×1 / 2 ※事業者負担は1 / 2</p>	<p>9 / 10</p>

		<p>(休憩取得)</p> <p>認可保育所等を運営する事業者が雇用した休憩代替保育士の勤務時間数に1,500円を乗じた額×1/2</p> <p>※事業者負担は1/2</p>	
		<p>(産休等取得)</p> <p>認可保育所等を運営する事業者が雇用した産休等代替保育士の勤務時間数に1,500円を乗じた額</p>	